### 秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 (共通事項)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6の規定により公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(契約担当者) 〇〇〇〇

#### 1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札 者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

#### 2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム(以下「電子入 札システム」という。)により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者(秋田県公共 事業電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)第9又は第10の規定により入 札執行者が認めた場合に限る。)にあっては、紙入札方式によることができる。

### 3 入札参加資格

- (1)入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監第1973 号。以下「入札制度要綱」という。)第4条第1項に規定する資格者名簿(当該「業務別 発注概要書」(以下「発注概要書」という。)に示す業務部門に限る。)に登載されてい ること。
  - ③ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録(発注概要書に 示す法令等の規定による登録に限る。)を有すること。
  - ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設 工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準 について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
  - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手 続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
  - ⑥ 秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、 かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
  - ⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
  - ® 配置予定技術者(業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。) は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者と する。
  - ⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

### (2)業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

### 4 入札参加資格確認申請等

(1)入札参加申請に必要な資料等の配布 電子入札システムの入札情報サービスによる。

#### (2)入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加 資格確認資料及び総合評価に係る技術資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。) を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基 準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限 内に1部提出すること。

#### (3)入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

### (4)入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、 開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出 しなければならない。

#### (5) 設計図書等の閲覧

- ① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。
- ② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。
- ③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。
- (6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び 回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3以上)の金額とする。(ただし、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。)なお、納付方法等については、規則の規定による。

### 6 入札書等の提出等

### (1)提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基

準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及 び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」(平成27年3月2日建政-1900)によるものとする。

#### (4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

### 7 技術資料の審査

- (1)技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。
- (2)入札者の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者の うち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価 点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度 とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。
- (3) 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。
- (4) 契約担当者は、入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。

### 8 落札者の決定方法

- (1) 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札者の申請に基づく価格以外の評価点と入札価格に基づく価格点で算出した総合評価点の最も高い者について、あらかじめ提出された総合評価に係る技術資料により、総合評価点の審査を行う。その結果、審査後の総合評価点が最も高いときは当該者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。なお、入札者が1者であった場合は、7(4)に基づく第1位の者を落札候補者とする。
- (2) (1) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
  - ③ 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
  - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって

著しく不適当であると認められるとき

- (3) (2) によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2) において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入) すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

### 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1)入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5)談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6)入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した 入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者の行った入札)
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

### 10 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等並びに総合評価に係る技術資料に記載した配置予定 技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2)入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に 記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やか に契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されている ときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

### 11 その他

- (1)入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2)入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4)入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5)発注概要書により低入札価格調査制度を適用するものとし、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱(平成20年9月29日付け建管 1632)及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領(同)によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

低入札受注(低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。)が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。

- (6) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則、秋田県建設 コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱、委託業務総合評価落札方式試行要綱 及び秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きの定めるところによる。

### 公告文例

### 業務別発注概要書

## A 入札参加資格等

委託	番号	00-0	00-0000				
ᄴᄰ	h		■■○○年度 ○○○○ 事業				
業務	名	0000	業務委託				
委託箇所 〇〇〇〇							
予定	工期		年〇〇月〇(	ЭE	日まで		
予定	価格	0000	円 (消	費利		消費税を含む。)	
業務概要 〇〇〇〇							
低入	札価格調査	制度適用の	有無	丰	<u> </u>		
最低	制限価格制	度適用の有	無	無	#		
総合	評価落札方	式適用の有	無	丰	<b>=</b>		
入札	参加形態		1	耳	单体		
	秋田県入	札制度実施	登載業種	Ь	L木関係建	設コンサルタント業務	
	要綱・有	<b>資格者名簿</b>	名簿 登載部門		〇〇部門		
		登録規程等		廷	建設コンサん	ルタント登録規程(昭和52年建設省告示第71	
				7	7号)		
		登録部門			〇〇部門		
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	営業所の所在地		利	火田県内に	主たる営業所又は営業所を有する	
	法令等			7	\札参加( <sup>*</sup>	できる・できない)	
入	の規定				次の要件を	すべて満たす営業所であること	
	による	・ 県外企業の	D入札参加			建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2	
札	登録				要	号に規定する営業所であること	
参						当該業務部門に係る技術者(技術士、RCCM	
加					要・不要	又は認定技術者)が常勤する営業所であること	
						【準県内】	
者	D 14 47	実績の有効期間		1	公告の日か	ら過去〇〇年以内	
の	同種類	****		C	000,00	〇〇〇又はこれらに類する業務(元請けとして完	
資	似業務	業務の内容	ř	了したものに限る)			
	の実績	共同企業体	比資比率	C	00%以上		
格		管理	資格要件	C	0000		
	配置予定技術	技術者	実績要件	C	0000		
	者 の 資 格経歴		資格要件	C	0000		
		技術者	実績要件	C	0000		

その他の事項

- (1) 管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
- (2) 秋田県総合評価落札方式における管理補助技術者を配置する場合は、管理技術者(共同企業体の結成を要件とする場合、代表者の管理技術者)に求める資格及び実績要件を満たす者とすること。
- (3) 管理補助技術者は担当技術者を兼ねること。

(秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱に定める配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)の「配置予定の立場」の欄は、"担当(兼管理補助)"などと記載し、立場を明確にすること。)

総合評価【簡易型】 R5.8.1 以降適用

### 公告文例

### 業務別発注概要書

### B 入札関係書類提出方法等

提出期間		■■○○年○○月○○日(○)午前○○時から			
	は除く)	■■○○年○○月○○日(○)午後○○時まで			
	アー競争				
			条経歴等(様式第3号)及びその添付書類		
担山事叛华					
佐山音短寺 			詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」に		
		•			
	신문무료				
提出方法			アの提出不要		
・提出先		こは持参を認めら	秋田県〇〇振興局総務企画部		
			〇〇課〇〇班へ上記全て1部持参		
	答期限				
		■■○○年○○月○○日(○)午前○○時から			
		■■○○年○○月○○日(○)午前○○時まで			
	出先	秋田県〇〇地域振興局総務企画部 [総務] 経理課〇〇班			
予定時刻		■■○○年○○月○○日(○)午前○○時			
決定通知日(予定	!)	■■OO年OO月OO日 (O)			
入札に関する	機関	秋田県〇〇地域振	興局総務企画部 [総務] 経理課〇〇班		
	所在				
<b>事</b> 切	電話				
設計図建築に	機関	秋田県〇〇地域振	興局〇〇部〇〇課〇〇班		
	所在				
対する子名	電話				
そ の 他 の 事 項					
1					
	(サーバー停止時間に 提出書類等 提出書類等 提出方法 ・提出先 図書等の閲覧期間 -バー停止時間は除く) 図書等に対する回 書の提出期限 -バー停止時間は除く) 札者の入札書の提 予定時刻	(サーバー停止時間は除く) 競同配準(計算) 競同配準(計算) 競同配準(計算) 表出	サーバー停止時間は除く)		

## 業務別発注概要書

不切加九九州及	<del></del> -					
C 総合評価に関す	る事項	(委託番号: )				
評価方式	簡易型					
   技術評価点の配点	企業実績等評価項目の配点(A)	25 点				
1女門町皿点り配点	実績等評価項目の基準配点の合計(a)	26 点				
技術評価点の	技術評価点 = 企業実績等評価分に係る獲得	点数 × A∕ a				
計算式	(※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)					
価格評価点の配点		25 点				
	入札価格≧調査基準価格の場合					
	価格評価点=25点×(1一入札価格/予定価格)					
価格評価点の	入札価格<調査基準価格の場合					
計算式	価格評価点=25点× { (1-調査基準価格/予定価格)					
	+ O. 5 × (調査基準価格-入札価格) / 予定価格]					
	(※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)					

総合評価落札方式【業務委託】「実績等評価項目」様式及び確認根拠資料 ※必須 総合評価に係る技術資料 職業体験等受入実施証明書(別記様式1) ※必要に応じて提出 賃金引き上げに係る実績確認について(別記様式2) ※必要に応じて提出

	技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等
		基準配点	2 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
I -1	企業の過去〇年間の <u>評価対象業務の</u> 優れた実績件数	評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
			■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成 績評定点85点以上の業務件数
		基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
I -2	企業の過去3年間の 業務委託成績評定点(土木コン サル業務)の平均値	評価対象 業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 (成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設 計」「単純調査等業務」であるもの全て)
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した上 記業務区分の全ての成績評定点の平均値
	過去3年間の	基準配点	1 点
I -3	職業体験等の受け入れ実績の有 無	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	+	基準配点	1 点
I -4	若手技術者又は女性技術者の  3年以上継続雇用の有無 	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	過去10年間の	基準配点	2 点
I -5	秋田県との災害協定等に基づく活動実績の件数	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。

	····-	ı	(間勿主)
	技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等 
	  ワークライフバランス企業認定	基準配点	1 点
I -6	等の有無	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	W = W = V = V = V = V = V = V = V = V =	基準配点	2 点
I -7	給与等受給者一人当たりの平均 受給額の増加率	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
		基準配点	2 点
I -8	  主たる営業所(本社・本店)、	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
1 -8	支店・営業所の所在		a. 主たる営業所が県内 2.0 点
		評価基準	b. 支店・営業所が県内 0.0 点
	├────────────────────────────────────	基準配点	0点 (-2点)
I -9	る警告」、「指名差し控え」、		秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きに
	「指名停止」の有無	評価基準	よる。
		基準配点	1 点
<b>I</b> −1	若手又は女性を		
	当該業務に配置	評価基準	よる。
		基準配点	3 点
	配置予定管理技術者の 過去〇年間における <u>評価対象業務の</u> 最高点 (管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る)	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
П−2		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了した上記業務実績で、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成績評定点の最高点
		基準配点	3 点
	配置予定管理技術者の 過去3年間における 優れた実績の合計件数 (管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る)	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
П−3		評価対象 業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 (成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設 計」「単純調査等業務」であるもの全て)
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した上 記業務区分で成績評定点85点以上の業務件数
		基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
Ⅱ −4	配置予定管理技術者の 保有資格	<b>莎</b> 佈分象	技術士(総合技術監理部門/〇〇選択)を保有している
			技術士(〇〇部門/〇〇選択)を保有している

	技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等
	配置予定管理技術者の	基準配点	1 点
II −5 ù	過去2年間の 継続教育(CPD)の取得状況	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	配置予定管理技術者の	基準配点	2 点
Ⅱ-6 技行	技術資料提出期限日における 手持ち業務数	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	配置予定管理技術者の	基準配点	1 点
п-7	過去3年間の 同一管内における業務実績の有 無(管理技術者又は管理補助技	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	術者として従事した実績に限 る)	評価対象管内	〇〇地域振興局管内

### 秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 (共通事項)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6の規定により公告する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(契約担当者) 〇〇〇〇

### 1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札 者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

#### 2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者(秋田県公共事業電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)第9又は第10の規定により入札執行者が認めた場合に限る。)にあっては、紙入札方式によることができる。

### 3 入札参加資格

- (1)入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。)第4条第1項に規定する資格者名簿(当該「業務別発注概要書」(以下「発注概要書」という。)に示す業務部門に限る。)に登載されていること。
  - ③ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録(発注概要書に 示す法令等の規定による登録に限る。)を有すること。
  - ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設 工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準 について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
  - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
  - ⑥ 秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、 かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
  - ⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
  - ⑧ 配置予定技術者(業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。) は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者と する。
  - ⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

(2)業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

### 4 入札参加資格確認申請等

(1)入札参加申請に必要な資料等の配布 電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2)入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加 資格確認資料及び総合評価に係る技術資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。) を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基 準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限 内に1部提出すること。

(3)入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

(4)入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、 開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出 しなければならない。

- (5) 設計図書等の閲覧
  - ① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。
  - ② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。
  - ③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。
- (6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び 回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

免除する。

(2)契約保証金

請負代金額の10分の1以上(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3以上)の金額とする。(ただし、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。)なお、納付方法等については、規則の規定による。

### 6 入札書等の提出等

(1)提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

### (2)入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」(平成27年3月2日建政-1900)によるものとする。

#### (4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

### 7 技術資料の審査

- (1) 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案の妥当性について行い、ヒアリングを実施するものとする。
- (2) 技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

#### 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1) の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
  - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある と認められるとき
  - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって 著しく不適当であると認められるとき
- (3) (2) によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2) において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5) の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をし

なかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して 1 0 日 (休日を含まない。) 以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

(7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入) すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

### 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1)入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6)入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した 入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者の行った入札)
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- (10) 総合評価に係る技術資料を提出しなかった者の行った入札
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

### 10 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等並びに総合評価に係る技術資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2)入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に 記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やか に契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されている ときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

#### 11 その他

- (1)入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2)入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4)入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5)発注概要書により低入札価格調査制度を適用するものとし、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱(平成20年9月29日付け建管 1632)及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領(同)によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

低入札受注(低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。)が繰り返された場合は、 「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。

- (6) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 落札決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担及び技術提案内容を協議のうえ明らかにする。また、その履行を確保するため受注者は採用された技術提案の内容を反映した業務計画書を発注者に提出する。
- (9)業務計画書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、 再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再 度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等 を行うことができる。
- (10) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則、秋田県建設 コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱、委託業務総合評価落札方式試行要綱 及び秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きの定めるところによる。

### 公告文例

### 業務別発注概要書

## A 入札参加資格等

	A 八化学加負債等 委託番号 00-000							
女託	LE 5							
業務	名		〇〇〇〇 業務委託					
<b></b>	hh =r							
委託		0000						
予定			年〇〇月〇(					
予定	価格	0000	円(消	貴税及び地方:	消費税を含む。)			
業務	概要	0000	0000					
低入	 札価格調杏	 制度適用の	 右無	有				
		<del>両皮週州の</del> 度適用の有		無				
		<del>皮週川の有</del> 式適用の有		有				
	<u>計価洛札刀</u> 参加形態	八四円の円	गार	単体				
八化		-1 生1 古 中 +	<b>丞#</b> ₩瑶		ション・井川 カン・ト 学改			
		礼制度実施	登載業種		設コンサルタント業務			
	安綱・有負	資格者名簿   登載部門		〇〇部門	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A			
		登録規程等	<b>登録規程等</b>		ルタント登録規程(昭和52年建設省告示第71			
		立 外/犯任 订		7号)				
ļ		登録部門		〇〇部門				
		営業所の所在地		秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する				
	法令等				入札参加(できる・できない)			
-	の規定				すべて満たす営業所であること			
入札	に よ る 登録	県外企業の	)入札参加	要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2 号に規定する営業所であること			
参加				要・不要	当該業務部門に係る技術者(技術士、RCCM 又は認定技術者)が常勤する営業所であること 【準県内】			
者	日任物	実績の有効期間 業務の内容 共同企業体出資比率		公告の日か	ら過去〇〇年以内			
の	同種類			000,0	○○○又はこれらに類する業務(元請けとして完			
	似業務			了したものに限る)				
資	の実績			00%以上				
格		管理	資格要件	0000				
	配置予定技術	技術者	実績要件	0000				
	者 の 資 格経歴	照査	資格要件	0000				
		技術者実績要件		0000				
その他の事項	の   (2)							
	(秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱に定める配置予定技							

術者の資格・業務経歴等(様式第3号)の「配置予定の立場」の欄は、"担当(兼管理補助)"などと記載し、立場を明確にすること。)

### 公告文例

### 業務別発注概要書

## B 入札関係書類提出方法等

	1)第1余音短佐山力》	A 77	T			
入	提出期間		■■○○年○○月○○日(○)午前○○時から			
札	(サーバー停止時間)	は除く)	■■○○年○○月○○日(○)午後○○時まで			
参加資格確認申請書の		ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号)				
加   資		イ 同種又は類似業務の実績(様式第2号)及びその添付書類				
格		ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)及びその添付書類				
確	提出書類等	エ 準県内の常勤技術者名簿(様式第3号の3)及びその添付書類				
総		才 総合	評価に係る技術資料(	詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」に		
請		よる	<u>,</u> )			
書の						
<i>切</i>	+B +	秋田県電	子入札システム	アの提出不要		
提出	提出方法	郵送また	こは持参を認めら	秋田県〇〇振興局総務企画部		
等	・提出先	れた者		〇〇課〇〇班へ上記全て1部持参		
設計図	書等の閲覧期間		■■○○年○○月	OOH (O)		
(サーバ	一停止時間は除く)		■■○○年○○月	OOH (O)		
設計図	書等に対する質問	期限	■■○○年○○月			
	書等に対する回答		■■○○年○○月			
	<u> </u>			〇〇日(〇)午前〇〇時から		
	一停止時間は除く)		■■○○年○○月○○日 (O) 午前○○時 2 で			
紙入札	者の入札書の提出			興局総務企画部 [総務] 経理課〇〇班		
開札予!		170	■■○○年○○月○○日(○)午前○○時			
10.00.00	<del>定刊》(</del> 定通知日(予定)		■■OO年OO月OO日 (O)			
74 16//		機関		興局総務企画部 [総務] 経理課〇〇班		
問	入札に関する 事項	所在	TAM ACCIPINA	(共成成功正画的 [ 1867] 1年2年005年		
い		電話				
合わ		機関	ショョン ( 神神神	興局〇〇部〇〇課〇〇班		
せ先	設計図書等に	所在		(英周) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本		
先	関する事項					
	(1) 共作担索由2	電話	   ストマリンガナ中	## + 7		
		_		施する。ヒアリングの日時は■■○○年○○月○		
	○□を予定	してあり、	<b>夜口、八</b> 札	に直接連絡します。		
2						
l o						
その他の事項						
りま						
項						
	•					

# 業務別発注概要書 C. 総合評価に関する事項

未物则无红侧女	<del></del>					
C 総合評価に関す	る事項	(委託番号:				
評価方式	標準型(技術提案型)					
	企業実績等評価項目の配点(A <sub>1</sub> )	25 点				
   技術評価点の配点	実績等評価項目の基準配点の合計(a <sub>1</sub> )	26 点				
技術計画点の能点	技術提案の配点(A2)	25 点				
	合計(X) ※A <sub>1</sub> +A <sub>2</sub>	50 点				
技術評価点の	技術評価点 = 企業実績等評価分に係る獲得 + 技術提案に係る獲得点数	导点数 × A₁ ∕ a₁				
計算式						
	(※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)					
価格評価点の配点		25 点				
	入札価格≧調査基準価格の場合					
	価格評価点=25点×(1一入札価格/予定価格)					
価格評価点の	入札価格<調査基準価格の場合					
計算式	価格評価点=25点×{(1-調査基準価格/予定価格)					
	+0. 5×(調査基準価标	格一入札価格)/予定価格}				
	(※ 小数点以下第5位を四捨:	五入4位止め)				

	総合評価落札方式【業務委託】「実績等評価項目」様式及び確認根拠資料 ※必須
  総合評価に係る技術資料	職業体験等受入実施証明書(別記様式1) ※必要に応じて提出
	賃金引き上げに係る実績確認について(別記様式2) ※必要に応じて提出
	技術提案書(標準型様式1) ※必須

技術評価点の評価項目			基準配点、評価基準、提出様式等
		基準配点	2 点
	企業の過去〇年間の <u>評価対象業務の</u> 優れた実績件数	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
I -1		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成 績評定点85点以上の業務件数
		基準配点	3 点
	企業の過去3年間の 業務委託成績評定点(土木コン サル業務)の平均値	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
I -2		評価対象 業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 (成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て)
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した上 記業務区分の全ての成績評定点の平均値
	過去3年間の	基準配点	1 点
I -3	職業体験等の受け入れ実績の有 無	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	+	基準配点	1 点
I -4	若手技術者又は女性技術者の  3年以上継続雇用の有無 	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。

	 技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等
	過去10年間の	基準配点	2 点
I -5	秋田県との災害協定等に基づく 活動実績の件数	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
		基準配点	1 点
I -6	ワークライフバランス企業認定 等の有無	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	<b>公と生命公子――――――――――――――――――――――――――――――――――――</b>	基準配点	2 点
I -7	給与等受給者一人当たりの平均 受給額の増加率	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
		基準配点	2 点
I -8	主たる営業所(本社・本店)、	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
1 0	支店・営業所の所在		a. 主たる営業所が県内 2.0 点
		評価基準	b. 支店・営業所が県内 0.0 点
		╅╩╌╸	
I -9	過去1年間の「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、	基準配点	0点 (-2点)
1 -9	る言言」、「相名差し控え」、 「指名停止」の有無	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	  若手又は女性を	基準配点	1 点
П−1	当該業務に配置	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
		基準配点	3 点
	配置予定管理技術者の 過去〇年間における <u>評価対象業務の</u> 最高点 (管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る)	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
П−2		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了した上記業務実績で、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成績評定点の最高点
		基準配点	3 点
	配置予定管理技術者の	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
п-3	配置予定管理技術者の 過去3年間における 優れた実績の合計件数 (管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る)	評価対象 業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 (成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て)
	省として促争した天順に限る)	評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した上 記業務区分で成績評定点85点以上の業務件数
		基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
п-4	配置予定管理技術者の 保有資格		技術士(総合技術監理部門/〇〇選択)を保有している
		評価対象 資格区分	技術士(〇〇部門/〇〇選択)を保有している

技術評価点の評価項目			基準配点、評価基準、提出様式等	
II -5	配置予定管理技術者の 過去2年間の 継続教育(CPD)の取得状況	基準配点	1 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手 よる。	引きに
ш−6	配置予定管理技術者の 技術資料提出期限日における 手持ち業務数	基準配点	2 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手 よる。	引きに
п-7	配置予定管理技術者の 過去3年間の 同一管内における業務実績の有 無(管理技術者又は管理補助技 術者として従事した実績に限 る)	基準配点	1 点	
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手 よる。	引きに
		評価対象管内	〇〇地域振興局管内	
技術提案	必須	配点	10 点 (5点又は10点)	
	評価内容		業務理解度、実施手順、工程計画、業務に関	
	業務に対する実施方針		識、有益な代替案、重要事項の指摘等を総合 断する。	的に判
			EN 9 る。	
技術提案	<b>※</b> 1	配点	10 点 (評価項目に対する得点が10点の場	易合)
	評価内容	評価基準	a. 有効な提案が5案以上あるもの	10 点
	<b>※</b> 2		b. 有効な提案が4案あるもの	8 点
			c. 有効な提案が3案あるもの	6 点
			d. 有効な提案が2案あるもの	4 点
			e. 有効な提案が1案あるもの	2 点
			f. 上記以外のもの	0 点
		履行義務	有	
技術 提案	<u>*1</u>	配点	5点(評価項目に対する得点が5点の場	
	評価内容	     評価基準	a. 有効な提案が3案以上あるもの	5 点
	<b>※</b> 2		b. 有効な提案が2案あるもの	3 点
			c. 有効な提案が1案あるもの	1 点
		문서 축정	d. 上記以外のもの	0 点
		履行義務	有	